

| 陸上自衛隊仕様書 | | | |
|---------------|--|-------|----------------|
| 物品番号 | | 仕様書番号 | |
| Wi-Fiルーターの賃貸借 | | 1 | |
| | | 作成年月日 | 令和6年4月17日 |
| | | 変更年月日 | 令和 年 月 日 |
| | | 作成部隊等 | 自衛隊船岡駐屯地業務隊厚生科 |

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊船岡駐屯地業務隊（以下「船岡業務隊」という。）において、駐屯地隊員の福利厚生を目的に使用するWi-Fiルーターの賃貸借について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) ISO/IEC27001

組織のISMS（情報セキュリティ・マネジメント・システム）を認証するための要求事項を制定した国際規格（2005年10月発行）

2 一般的事項

製品に関して、本仕様書に規定していない事項は、製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商習慣による。

3 製品及び通信役務に関する要求

3.1 製品の仕様

製品の仕様は、Wi-Fiルーターとする。

3.2 性能・保障等

性能等は、次による。

a) スマートフォン、タブレット端末、ノートパソコンに対し、同時に20台以上インターネット接続が可能であるものとする。

b) 対応するOSはiOS、AndroidOS、Windows10、Windows8.1、Windows7に対応できるものとする。

3.3 使用エリア

利用国（日本） 自衛隊船岡駐屯地内（宮城県柴田郡柴田町大字船岡字大沼端1-1）にて使用可能であること。

3.4 予定使用通信量

予定使用通信量は、無制限とする。

3.6 使用期間

令和6年5月1日から令和7年3月31日（11か月間）

4 料金等

4.1 データ通信料及び搬出・入費用

データ料金及び搬出・入費用は契約金額に含むものとする。

5 製品及び使用に関する保守等

製品及び使用に関する保守等は、次による。

- a) 本件で使用する通信ネットワークが24時間365日で監視・運用されていること。
- b) 紛失等した場合、遠距離操作等で使用不可にできること。
- c) 保守又は修繕態勢が確立しており、故障発生時に迅速に対応できること。

6 品質保証

監督及び検査は、分任契約担当官が定める監督・検査実施要領による。

7 出荷条件

7.1 包装

製品の包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商習慣による。

8 その他の指示

8.1 附属品・予備品

附属品及び予備品は、製造者の定めた仕様及び規格による。

8.2 納入書類

8.2.1 添付書類

添付書類は、調達要領指定書によって定める場合を除き、次による。

- a) 取扱説明書（日本語版） 1部
- b) 附属品明細表（様式適宜） 1部

8.3 秘密保全

- a) 駐屯地内への出入り及び施設への立ち入りについては、官側担当者の指示に従い、関係規則等に基づく手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、立ち入りを禁止した区域及び業務に関係のない施設への立ち入りを禁止する。
- b) 契約を履行する上で知り得た情報を他のものに漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

8.4 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書の内容に関し疑義を生じた場合は、分任契約担当官と協議するものとする。